介護保険運営協議会			
第1回 (R5.8.17)	資料4-2		

加古川市介護用品(おむつ・尿取りパッド)支給事業について

下記の条件すべてにあてはまる方で<u>同居して介護する方</u>は、介護用品(おむつ・尿とり パッド)の支給を受けることができます。

介護している方(介護者)の条件

介護が必要な方と実態として同居している。

介護が必要な方(要介護者)の条件

- ・加古川市に住民登録がある。
- ・要介護認定の結果が要介護4もしくは要介護5。
- ・在宅で生活している。(月に15日以上入院や高齢者施設で生活している場合は非該当)

その他の条件

・介護者および要介護者だけでなく同居の方全員が、市民税県民税が非課税であること。 (同じ家に住んでいる場合、世帯分離していても「同居の方」となります。)

《注意事項》

- ① 支給限度額は、配達料及び消費税込みの月額 8,000 円となっています。合計金額が限度額を超えた場合、その超えた部分は自己負担となります。宅配の際、業者にお支払いください。
- ② 支給品目は、毎月当初の見積内容の品物を宅配します。状態が変化する等の理由により品目を変更したい時は、その旨を宅配する委託業者にお知らせ下さい。
- ③ 介護者および要介護者が、月に15日以上の医療機関等への入院並びに短期入所 生活介護、短期入所療養介護のサービスを受ける場合は、在宅で生活しているとみ なすことはできません。(その月は支給できません。)
- ④ 介護者および要介護者が、入院又は入所をする時、または申請時の状況が変更になった時は、速やかに高齢者・地域福祉課までお知らせ下さい。
- ⑤ 虚偽その他不正な手段により支給を受けた場合は、支給した用品に相当する実費 の返還を求めることがあります。

1. 支給限度及び支給対象品目

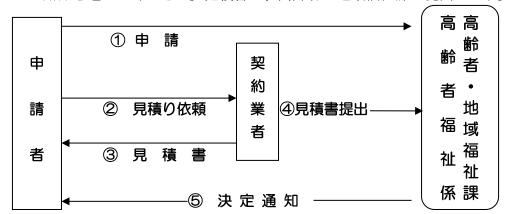
月1回、**8,000円(配達料・税込み価格)分のおむつ・尿とりパッド**を現物支給します。 支給される商品は下の表の各タイプから必要な物を選んでいただきます。

S		
オープンタイプ M	S M L	
S		
紙おむつ はくパンツタイプ M		
L L		
LL		
フラットタイプ		
長時間		
レギュラー		
尿とりパッド スーパー		
長時間	長時間	

※申請前に購入した品目は補助の対象にはなりませんので、必ず購入前に申請を行ってください。

2. 手続のしかた

- ① 市役所高齢者・地域福祉課へ申請書を提出します。(申請には、介護保険被保険者証のコピーが必要になります。)
- ② 市と委託契約をしているおむつ等の販売業者に見積を依頼します。高齢者の状態にあった用品を選んでください。見積書は、高齢者・地域福祉課へ提出します。



申請を受けた高齢者・地域福祉課では、支給要件・見積内容等の検討、対象者の状況の調査及び確認を行い、支給決定後に申請者の方に通知します。

決定後は、申請書を受理した日の翌月より月1回ずつ、介護用品の宅配が開始されます。 (10 日までに申請の提出があった場合は当月分から支給します。)

※ 契約業者

業者名	住所	電話番号	FAX 番号
株式会社ゴトウ・アズ・	〒675-2122	コールセンター	079-265-3110
プランニング	姫路市豊富町御蔭 500-93	0120-810-510	

【問合せ先】

7675-8501

加古川市加古川町北在家2000 加古川市役所

高齢者・地域福祉課 高齢者福祉係

Tel 079-427-9208